

# 参 考 资 料



## 参考資料

### 1 マスタープランの改訂にあたって

#### (1) 改訂の目的

船橋市では、豊かな市民生活の実現と将来の船橋市にふさわしい「まちづくり」を進めるために、平成13年2月に都市計画マスタープラン（以下「当初計画」とする）を策定しました。

計画策定から11年余りを経る中で、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題への対応、少子高齢化の進展、法改正や上位・関連計画の策定など、都市を取りまく環境が大きく変化しています。船橋市においても、高度地区の大幅な見直しや後期基本計画の策定など、まちづくりに関する大きな動きが見られます。

そこで、より市民に身近で、かつ地域の実情に即した計画とするために、平成21～23年度の3か年で市民のみなさんとの意見交換などを進め、「都市計画マスタープラン」の見直しを行いました（以下「改訂計画」とする）。

#### (2) 改訂の方針

今回の改訂は、中間的な見直しであるため、経年変化に合わせる修正に重点を置いています。そのため、社会経済状況の変化、事業の進捗、さらに、後期基本計画に合わせることを目的としています。

従いまして、基本的な構成は現行と同じとし、後期基本計画との整合を図ることを方針の1番目としました。さらに、方針の2番目として、マスタープランのより充実した運用・活用が図られるようにする、3番目に、将来的に課題となる事項や検討事項などについての対応を十分に図るとともに現況の評価を行うこととしました。

方針1 基本的な構成は現行と同じ、後期基本計画との整合

方針2 マスタープランのより充実した運用・活用

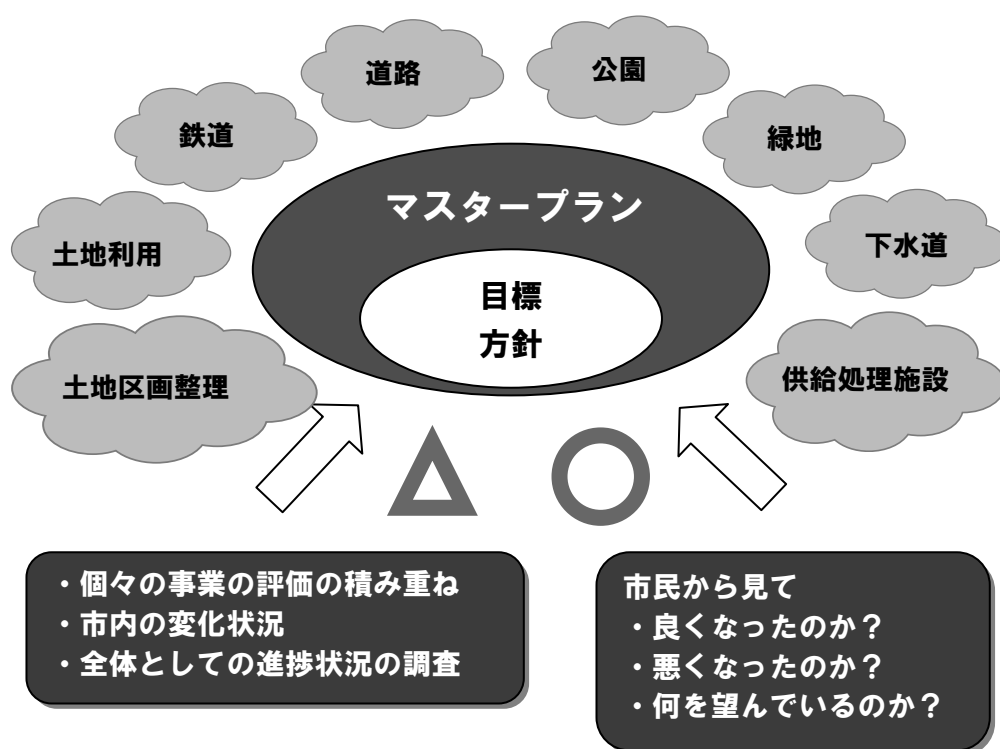
方針3 将来への対応、現況の評価

### (3) 改訂の作業経過

事業などの進捗状況や市民のまちづくりに対する感じ方や要望などを主な改訂ポイントとし、当初計画の見直し作業を進めました。従って、当初計画の評価にあたっては、この観点から作業を進めました。

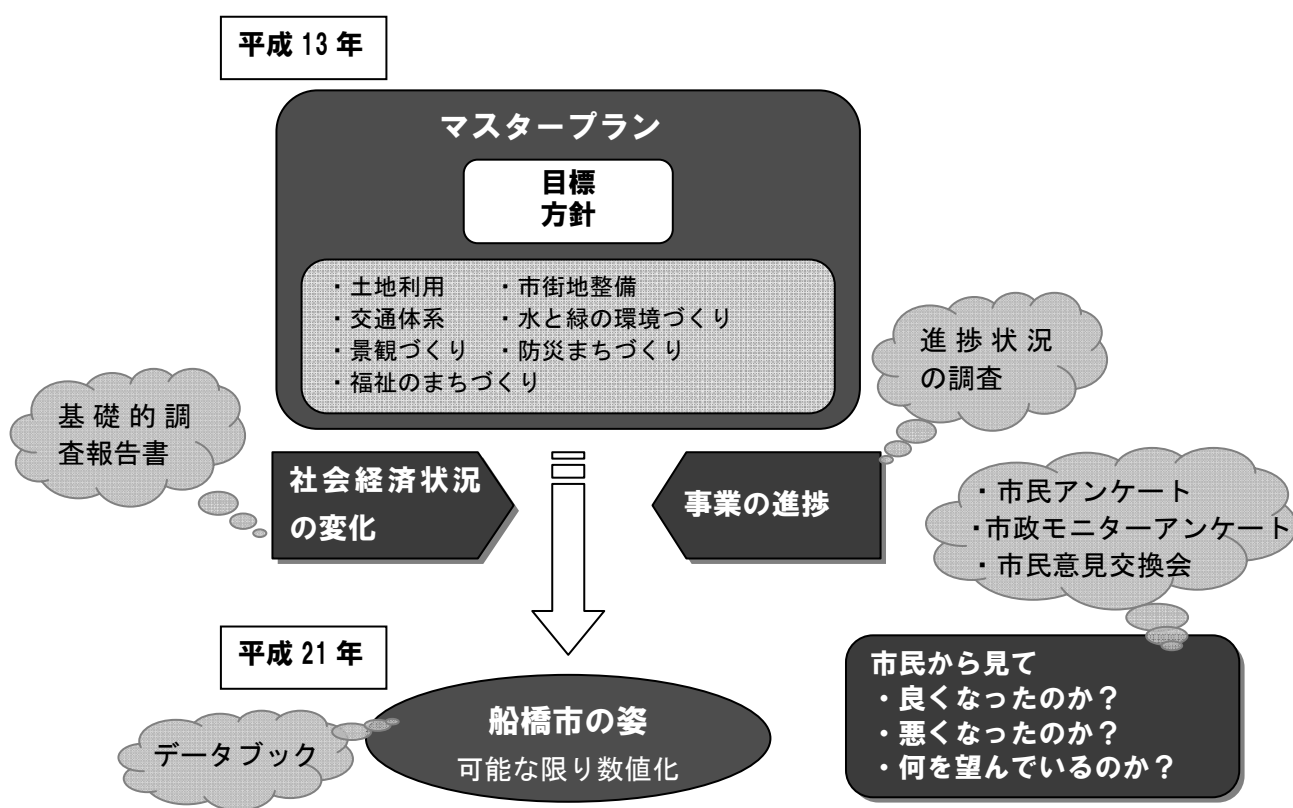
一般的に都市は多くの要素から成り立っています。そのため、都市マスを評価するに当たっては、単に個々の事業の積み重ねのみによるのではなく、市内の変化状況などを把握し、全体としての進捗状況の把握に努めました。それは、当初計画が事業そのものの計画ではなく、都市計画に関する基本的な方針を定めるもの、すなわち都市計画に関し進むべき方向性などを示すものであることによります。

このようなことから、実際に市内に生活している市民から見て、生活環境が良くなったのか、悪くなったのか、あるいは何を望んでいるのか、望んでいることに変化があったのか、という市民からの評価の観点が重要であるとして作業を進めました。



平成13年2月に当初計画は公表されましたが、その後、社会経済状況が変化しました。これらの変化を経て現在の船橋市の姿はありますが、その姿については、可能な限り数値化を図り、平成13年と平成21年を比較するかたちで、わかりやすく図表を用いて、「データブック」を作成しました。

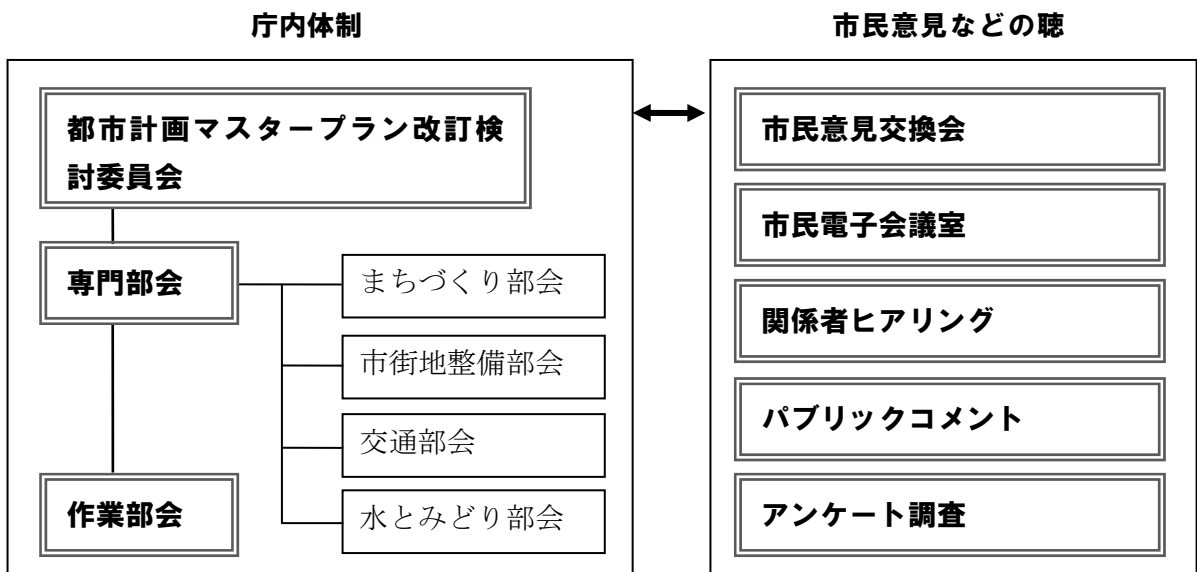
市民からの評価ということに関しては、市民アンケートや市政モニターアンケート、市民意見交換会を通じて意向を把握しました。この際には、市民の感覚を第一に捉え、客観的な数値であるデータブックと比較することにより、市民意見の客観性を高めるとともに、データブックを市民間や市民と行政の対話の道具として使用することで、その因果関係の把握に役立てるようにしてきました。



- 改訂作業のポイント**
- ◆データブック活用による市民意見交換
  - ◆市民意見の反映
  - ◆各種事業の進捗状況の反映
  - ◆都市計画決定の方針としての役割強化
  - ◆後期基本計画との整合
  - ◆社会情勢の変化への対応 など

#### (4) 改訂に係る検討体制

事業などの進捗状況や市民のまちづくりに対する感じ方や要望などを主な改訂ポイントとし、当初計画の見直し作業を進めました。従って、当初計画の評価にあたっては、この観点から作業を進めました。



##### ◆都市計画マスタープラン改訂検討委員会

マスタープランの改訂にあたり、都市計画の総合性の確保並びに改訂作業の円滑な推進などを図ります。

##### ◆専門部会

作業部会で検討された内容について、専門分野ごとに協議をおこない、まちづくりとの整合を図ります。

##### ◆作業部会

事業の進捗状況などまちづくりの現状を反映させながら、改訂計画の検討をおこないます。

##### ◆市民意見交換会

市域を10の地域に分け、地域の現況や、まちづくりに関する要望などについて意見を聴取するとともに、改訂計画の検討をおこないます。

◆市民電子会議室

地域の現況や、まちづくりに関する要望、改訂計画の内容などについて HP 上で意見を聴取します。

◆関係者ヒアリング

地域の現況や、まちづくりに関する要望などについて、関係者から意見を聴取します。

◆パブリックコメント

改訂計画素案について、意見を聴取します。

◆アンケート調査

市民意識調査や市政モニターアンケートから、まちづくりに対する市民意向を把握します。

【市民意見交換会の開催概要】

〈第 1 回市民意見交換会〉

◆日付：平成 22 年 2 月 13 日～2 月 27 日

◆参加者総数：91 人

◆内容

事務局より都市計画マスタープランの概要や、改訂に係る全体スケジュールなどを説明。その後、地域ごとにグループに分かれ、ワークショップ形式により地域の現状について意見交換などをおこない、最後に全体発表をおこなった。



〈第 2 回市民意見交換会〉

◆日付：平成 22 年 11 月 6 日～11 月 27 日

◆参加者総数：112 人

◆内容

事務局より地域別構想（原案）の説明、質疑応答。その後、地域ごとにグループに分かれ、自由に意見交換をおこなった。



〈第 3 回市民意見交換会〉

◆日付：平成 23 年 5 月 6 日～5 月 28 日

◆参加者総数：154 人

◆内容

事務局より全体構想（素案）及び地域別構想（素案）の説明、質疑応答。



(5) 改訂に係る検討スケジュール

日付	内容	
<b>平成 22 年</b>		
2月13日～ 2月27日	第1回市民意見交換会	ワークショップ形式による意見交換
4月21日	第1回検討委員会・専門部会	改訂の趣旨説明
5月頃	作業部会	マスタープランなど進捗状況調査 今後の予定事業の把握調査
8月24日	第105回都市計画審議会	報告
9月頃	作業部会（各課照会）	地域別構想の検討
9月27日～ 9月30日	第2回専門部会	地域別構想の検討
10月19日	第2回検討委員会	地域別構想の検討
11月6日～ 11月27日	第2回市民意見交換会	地域別構想の検討
<b>平成 23 年</b>		
1月頃	作業部会（各課照会）	全体構想の検討
2月2日	第107回都市計画審議会	報告
2月9日～ 2月14日	第3回専門部会	全体構想の検討
4月13日	第3回検討委員会	都市マスタープラン（専門部会案）の検討
5月14日～ 5月28日	第3回市民意見交換会	都市マスタープラン（素案）の検討
6月28日	第108回都市計画審議会	報告
10月1日～ 10月31日	パブリックコメント	都市マスタープラン（案）の公表
10月8・9日	説明会	都市マスタープラン（案）の説明
11月14日	第109回都市計画審議会	報告
<b>平成 24 年</b>		
2月7日	第110回都市計画審議会	付議
3月31日	公表	都市マスタープランの公表



## 2 主な改訂内容

### (1) 「第2章全体構想」の主な改訂内容

#### ①改訂のポイント

	項目	概略
1	都市計画決定・変更への対応強化	土地利用転換への対応 地区計画制度の利活用 都市施設（供給処理施設等）の更新 生産緑地の充実 都市計画道路の見直し 下水道区域の拡大 景観計画の活用
2	機能が充実し調和のとれた集約型複合市街地を目指す	高質で良好な居住環境の形成 利便性の高い都市の創出 交通不便地域の解消
3	環境配慮型の都市を目指す	エネルギー消費の抑制 移動手段の低エネルギー化 河川本来の環境を取り戻す 環境に配慮した下水処理の推進
4	防災対策の強化	地盤の土質・造成状況・海拔に応じた津波や液状化対策の推進 建築物の地震防災への強化 ゲリラ豪雨対策の推進
5	表現方法の変更	後期基本計画との整合

#### ②改訂の代表例

	項目	種別	内容
1	土地利用の目標	新規追加	1.用途地域をはじめとする地域地区制度の適切な運用を図るとともに、必要に応じて地域や地区レベルでの見直しを実施することにより、計画的な土地利用の実現を目指します。
2	市街地整備のまちづくり方針	新規追加	○都市機能の更新や建築物の建替えの機会を捉えた集約化によるエネルギー利用の効率化及び、老朽建築物の建替え促進による省エネルギー型の建築物の普及推進などを検討します。

3	交通体系の目標	新規追加	2. 将来の交通需要に適切に対応すべく、必要に応じて都市計画道路などの都市施設の見直しを実施するとともに、公共交通機関の利便性向上や自転車走行環境の改善などにより、過度に自動車に依存しないまちづくりを目指します。
4	水とみどりの環境づくりの目標	新規追加	5. 下水道の整備により、清潔で快適な生活環境が保たれ、浸水被害の生じない都市づくりを目指します。また、下水道施設の多目的化や河川の水量確保、水質の改善など人と環境にやさしい付加価値のある下水道を目指します。
5	景観まちづくりのまちづくり方針	新規追加	○良好な景観を保全・形成するため、景観に影響のある一定規模以上の建築物の建築などに対し、届出・勧告を基本とする緩やかな規制・誘導を図るとともに、景観地区や景観形成重点区域、景観重要建造物・樹木の指定など、各種景観制度の導入を検討します。
6	防災まちづくりの目標	修正	1. こわれにくく、燃えにくいまち、水害にも安全なまちなど、船橋市の地形・地質などを十分考慮したうえで災害に強いまちづくりを進めます。また、災害時には、市民が安全に避難でき、迅速な救援・救護活動を行うとともに、市民生活再建のため、速やかに復興活動が行えるまちを目指します。
7	福祉のまちづくりの目標	修正	1. 高齢者や障がいのある方々などを含むだれもが、住みやすく暮らしやすいまちを目指します。また、だれもが安心して地域や社会に参加でき、生き生きと活動ができるまちを目指します。

## (2) 「第3章地域別構想」の主な改訂内容

### ①改訂のポイント

	項目	概略
1	事業の進捗・終了	京成線高架化事業による側道整備 新京成線連続立体交差化事業 整備から環境保全へ（二重川等） 東関東自動車道谷津船橋ICの整備 有効利用（田喜野井川）
2	土地利用の変化	改善から保全へ（前原団地の建替） 保全から改善へ（習志野台団地） 大規模土地利用転換（旭硝子工場跡地）
3	新たな施策等	船橋駅、南船橋駅間の回遊性 建築防災（建築物の耐震化） 新たな公共交通（デマンド交通）
4	より分かり易く	区域等の表現方法 地区計画・景観計画策定

### ②改訂の代表例

	地域名	項目	種別	内容
1	湊町地域	土地利用	追加	JR船橋駅とららぽーと周辺の間回遊性の記述を強調。
		土地利用	新規	東関東自動車道谷津船橋ICの整備により生じる、土地利用や交通流動の変化への対応を記述。
2	本町地域	土地利用	新規	京成線高架下について、駐輪場や店舗などの施設充実を記述。
		交通	削除	京成線高架化事業完了に伴う関連記述の削除。
3	葛飾地域	土地利用	修正	「住環境維持・向上地区」の表記を判り易く修正。
		防災	新規	密集市街地の木造住宅や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を記述。
4	法典地域	土地利用	追加	山手地区に関し、地域の実情やニーズに合わせた段階的で柔軟なまちづくりを目指すこと等を追加。
		土地利用	新規	旭硝子船橋工場跡地について、地区計画制度の活用による適正な土地利用の誘導等を記述。

5	夏見地域	交通	修正	県道夏見小室線運動公園入口交差点といった交差点名の修正。
		水とみどり	新規	高根川及び北谷津川並びにその周辺部地域の自然環境の保全等を記述。
6	前原地域	土地利用	修正	前原団地では、団地建替え終了に伴い、「住環境保全地区」としての形成に修正。
		水とみどり	新規	田喜野井川跡地の有効利用を図る旨記述。
7	習志野台地域	土地利用	新規	習志野台団地など古くなった住宅団地について「住環境再生地区」としての形成を図る旨記述。
		景観	新規	飯山満土地区画整理事業区域内などの新しく生まれ変わる住宅地における景観への配慮を記述。
8	新高根・芝山地域	土地利用	修正	高根台団地の再生について、区域の変更や方針の追加などの修正。
		水とみどり	新規	飯山満川流域の水循環系の再生を記述。
9	八木が谷地域	交通	新規	交通不便地域における新たな公共交通の導入に向けた検討や、公共交通の利用促進策を記述。
		水とみどり	修正	二重川流域等における水循環系の再生、自然に配慮した木戸川の整備推進を加筆・修正。
10	豊富地域	土地利用	修正	東葉高速線船橋日大前駅を中心とした新しい拠点のまちづくり方針を加筆するなどの修正。
		景観	修正	鈴身町などの集落における景観資源を活かした街並みの保全を加筆するなどの修正。

#### (4) 「第4章まちづくり推進のための方策」の主な改訂内容

##### ①改訂のポイント

	項目	種別	概略
1	市民・事業者・行政の役割明確化	修正	市民のまちづくりの積極的な関与促進 良好な都市形成への事業者の積極的な関与促進 行政の都市計画決定・変更や都市計画事業の推進
2	市民参加システムの各段階を再構成	修正	地区計画策定などに向けた市民活動の促進
3	進行管理	追加	実効性の高いマスタープランへ向けて、進行管理及び情報公開に関する記述を追加

## 3 マスタープラン用語集

用語	解説	掲載ページ
<b>【あ行】</b>		
アダプト制度	住民や企業などの団体が、ボランティアで、道路、公園、河川などの公共施設を管理する活動をアダプト活動といい、行政がこの活動を支援する仕組みのことをアダプト制度という。	199
北部アンデルセン環境軸	北部地域のアンデルセン公園を中心に、ふるさと感じることのできる環境軸として、船橋市緑の基本計画に位置づけられたもの。	29, 44, 170, 176, 184, 187, 190
ウォーターフロント	海や川などに臨む水辺地を意味するが、今日では、都市の新たな開発区域としての臨海部を指して使うことが多い。	45, 61, 63
雨水貯留	洪水の防止などを図るため、雨水を貯めること（施設）。	23
液状化	砂の地盤に地震による振動が加わり、地下水が地表面に上ることによって地盤が支持力を失うこと。	50, 66, 80, 94, 107, 121, 135, 149, 163, 177, 191
NPO	民間非営利活動団体。社会貢献活動をおこなっている市民団体に営利を目的としない。	199, 200
南部海老川環境軸	南部地域の海から源流まで、水と緑にふれあうことのできる環境軸として、船橋市緑の基本計画に位置付けられたもの。	29, 39, 44, 79, 118, 120, 170, 176
延焼遮断帯	火事が火元から他へ燃え広がることを防ぐための広幅員の道路、緑地など。市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設のこと。	25, 50, 80, 87, 94
屋上の緑化	ビルや一般家屋の屋上を緑化することにより、大気の浄化や都市部の気温が周辺地域より高くなることを抑制することに役立つ。	46, 79
音声案内信号機	視覚に障害をもつ方々が、安全に横断歩道を渡れるように設置された、音声によって誘導などを図る信号機。	52
<b>【か行】</b>		
回遊性	方々をめぐり遊ぶ性質。遊覧して歩く性質。	13, 35, 45, 61, 62, 63, 65, 77
核家族	一組の夫婦と、その未婚の子女からなる家族。すべての家族の形式の基礎的単位であるとされる。	52
(仮称)葛南広域公園	船橋市と市川市の市域にまたがる広域的な公園で、千葉県により計画されている。	101, 106

環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。	9, 16, 17, 27, 44, 62
幹線道路	主要幹線道路を補完し、主として市内の各地域を結ぶ道路。	19, 31, 40, 57, 58, 63, 72, 77, 86, 91, 105, 114, 119, 128, 142, 147, 156, 161, 170, 184
基本構想	将来の本市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、市政運営の指針とするもの。【基本理念】：生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし	2
共生	異種類の生物が同じ所に住み、互いに利害を共にしている生活様式をいう。自然(環境)との共生、近隣(環境)との共生などがある。	15, 27, 33, 54, 105, 120, 117, 118
協働	市民・行政・企業などの主体同士が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。	2, 23, 33, 38, 76, 90, 104, 106, 118, 174, 195
居住水準	家屋などに住む場合の居心地、便利さなどの水準。世帯人員、住戸のタイプに応じた住戸面積で表される。	33
建築協定	良好な住環境を維持・形成するために、地域住民によって設けられた建築物に関する協定のこと。	33
広域幹線道路	首都圏の主要都市や周辺都市を結び、広域的な交通の処理などを担う都市構造の骨格を形成する道路。	19
公共交通不便地域	鉄道やバスといった公共交通機関の利用に際し、各々の駅勢圏・利用圏から外れている地区(鉄道駅:640m以上、バス停300m以上または、運行本数が100本/日・往復未滿)。	64, 78, 92, 106, 119, 134, 148, 161, 176, 190
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域。	23, 46, 65, 79, 93, 107, 120, 134, 149, 162, 177, 191
交通管理・制御システム	交通管理者と道路管理者が一体となり、信号制御を高度化するなどして公共車両を優先させるシステム。	19, 40
交通結節点	鉄道、バスなどの公共交通機関や自動車、二輪車などの個別輸送機関などの複数の交通機関が集中し結び合っている場所。	19, 20, 42, 161
交通需要	交通に対する個人・企業又は社会の要求。	40

コミュニティ	地域共同社会、近隣社会のこと。住民は同一の地域に居住して共通の社会観念、生活様式などを持ち、強い共同体意識がみられる。ここでは、町会・自治会の活動範囲などを基本としたコミュニティ地区として、市内を10のブロックに区分している。	32, 33, 45, 50, 52, 53
<b>【さ行】</b>		
サイクルアンドバスライド	自転車とバスの乗り継ぎシステム。バス利用者の利便を図り、バス事業の活性化、都市部への自動車流入の抑制などを図ることを目的とする。	42, 134
里山	集落の近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜などを採取していた、人と関わりの深い森林。	45
市街化区域・市街化調整区域	都市計画法第7条の規定による都市計画区域内の区分。市街化区域は、既に市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向などを勘案して市街地として積極的に整備する区域である。一方、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、原則として用途地域は定めず、一定の要件などを備えた開発行為以外は許可されない。	10, 15, 35, 36, 46, 54, 105, 111, 113, 118, 147, 160, 167, 169, 170, 174, 177, 183, 185, 188, 191
視覚障害者誘導用ブロック	視覚に障害をもつ方々が、安全に歩行できるように歩道などに設けられた黄色い点字ブロック。	52
市政モニター	市内在住の20歳以上の市民の中から、性別・年齢・地域などを考慮した3,000人を選び、市政に関するアンケート調査に協力頂いている方々。任期1年で委嘱される。	5, 203, 205
持続性のあるまち	人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限界内で生活しつつ達成することのできるまち。	33
指定樹林制度	自然保護や都市の緑化のため、一定の基準を満たす樹林を指定し保存する制度。	176
市民意識調査	市内在住の20歳以上の市民の中から、性別・年齢・地域などを考慮した3,000人を無作為抽出し、市政の各分野における市民ニーズの基本動向などを把握、分析することにより、今後の施策展開に資することを目的に年1回実施される調査。	5, 205
市民農園	都市住民が、余暇活動としておこなう作物栽培のための農園。	120, 176
主要幹線道路	都市間相互の交通を円滑にする市街地の骨格となる道路。	31
省エネルギー	技術的改善と利用方法の改善によって、エネルギーの利用効率を向上させること。	27, 38
食品コンビナート	生産技術上のつながりのあるいくつかの食品工場が、一定の地域に集中して立地し、互いに生産を合理化しあうもの。	55, 57, 62
処理水	汚水又は排水を、一定の基準を満たすようにこした水。	23
人口集中地区（D.I.D）	国勢調査において、市内の人口密度の高い調査区（原則として1k㎡当たり約4,000人以上）が隣接して、人口5,000人以上を有している地区（DID地区）。	8

スプロール	市街地が無計画に郊外に拡大して、虫食い状の無秩序な住宅地などを形成すること。	16
生活道路	居住地における沿道宅地への出入りや通風・採光の役目を受け持ち、発生する交通の末端処理機能を担う道路。	19, 58
生産緑地	市街化区域内にある 500 m <sup>2</sup> 以上の規模の農地などで、良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ公共施設などの敷地として適している土地で、都市計画で定められたもの。生産緑地地区として指定されると、農地として管理することが義務付けられる。	14, 35, 54, 85, 99
整備、開発及び保全の方針	都市計画法第 7 条第 4 項の規定に基づき、千葉県が策定する区域区分の計画書。「土地利用」、「市街地の開発」、「交通体系の整備」などといった方針が定められている。	2
生物多様性	生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々のレベルでさまざまな生命が豊かに存在すること。	9, 44, 45
<b>【た行】</b>		
ターミナル	鉄道、バスなど多くの交通路線が集中した終着駅、また、始発駅。	18, 20, 34, 54, 85, 86, 90, 92, 131, 145, 146
耐震性井戸	耐震に配慮した井戸。	50
耐震性貯水槽	飲料水や生活用水を確保するための、耐震に配慮した貯水槽。	50
第二東京湾岸道路	東京湾岸地域の主要都市を結ぶ自動車専用道路であり、現在「地域高規格道路」の候補路線に指定されている道路。	64
単独公共下水道	市単独で整備をおこなう公共下水道。	21
地区計画	都市計画法第 12 条の 5 に基づき、ミニ開発や無秩序な市街化を防止して良好な市街地環境の形成・保全を図ることを目的として、建築物の建築形態や公共施設の配置などを地区住民とともに定める計画。	3, 17, 33, 34, 35, 36, 38, 40, 62, 63, 76, 77, 80, 90, 91, 94, 104, 105, 107, 118, 121, 132, 133, 135, 146, 147, 149, 160, 161, 163, 174, 175, 177, 188, 189, 191, 196, 199
駐車場整備地区	商業地域内などにおいて、自動車交通が著しくふくそうする地区又はその周辺地域において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域であって、都市計画で定められた地区。	42
調整池	雨水を一時的に貯留させるための池。住宅団地や工業団地などの開発行為が進むと雨水の流出量を増加させてしまうため、主に土地の開発者が人工的に設置し、洪水等を防ぐ。	22, 23, 44, 45, 162



調節池	雨水を一時的に貯留させるための池。河川施設として、河川管理者が設置する。洪水防止だけでなく、平常時は多目的な利用を図ることが期待される。市内には、代表的なものとして「長津川調節池」がある。	22, 45, 73, 75, 79, 80, 101
デマンド交通	デマンドとは「需要」「要求」という意味で、利用者の要求に対応して運行する交通形態をデマンド交通と呼ぶ。乗車場所を指定できるなど、路線バスに比べ多様な需要に対応しやすい。	64, 78, 92, 106, 119, 134, 148, 161, 176, 190
低床バス	標準床バス（床高 865mm～920mm）より床高が低いバス車両。	52
道路率の低い地区	市街化区域（工業専用地域や公園などを除く）における道路率 10%未満の地区。	60, 74, 88, 102, 116, 130, 144, 158, 172, 186
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地であって、都市の環境を保持するため保全すべき適切な位置、規模、形態をもった土地などの区域で、都市計画で定められた地区。	190
都市型工場	流通機能などを持つ環境に配慮した工場。	35, 77, 103, 132
都市型産業拠点	付加価値が高く、研究・開発・流通などの産業が集積した場所。	35, 184, 187, 189
都市基盤	道路、公園、下水道などの都市を健全で合理的に維持、運営するための基本的な施設。	12, 13, 17, 25, 27, 31, 33, 34, 36, 38, 50, 76, 85, 87, 132, 143, 146, 155, 157, 160, 188
都市計画法	都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。都市計画の内容、その決定手続き、各種の規制などについて定めている。	2
都市公園	都市公園は良好な都市環境を形成し、公害を緩和し、災害時の避難場所、避難路として機能するとともに、スポーツ、文化など増大する多様な需要に応えるために不可欠なオープンスペースであり、都市における基幹的な公共施設である。都市公園は、その規模並びに機能別に「街区公園」「近隣公園」「地区公園」「総合公園」「運動公園」「墓園」「緑地」といった種類に分類される。	21
都市の保水性	都市における河川や調節池などが持つ、雨水を貯留したり地下浸透させたりする働き。	23
【な行】		
南北環境軸	北部地域から南部地域にかけて、ベルト状に連続する豊かな水と緑を都市の軸として、船橋市都市環境計画に位置付けられたもの。	29, 44, 113, 173, 176

ネットワーク	幾つかの施設や地点などを結んだ組織。個別のものに関連付け、網のように結び付けること。	18, 19, 20, 28, 31, 35, 41, 44, 45, 46, 47, 52, 53, 59, 61, 65, 77, 101, 104, 106, 108, 113, 115, 117, 120, 122, 128, 145, 162, 173, 183, 184, 187, 197
<b>【は行】</b>		
パートナーシップ	両者が互いに対等の当事者として認めあい、協調、協働する関係。	27
バスベイ	車道の歩道側を一部拡幅し、バスの停車による道路交通の阻害を防ぐ施設。バスの停車区画。	42
バリアフリー	障害排除の意味で、高齢者や障害をもつ方々などの生活行動に障害となるものを排除した環境のこと。具体的には、歩道の段差解消、公共施設や駅舎でのスロープやエスカレーター、住宅における床の段差解消など。	26, 33, 52, 59, 66, 73, 80, 87, 94, 101, 108, 115, 121, 122, 129, 135, 136, 143, 150, 157, 163, 164, 171, 177, 178, 185, 192
PFI	民間の資金やノウハウを活用し、道路、橋、電力、通信などのインフラ整備といった公共事業を進めていく手法のひとつ。	198
風致地区	自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地など、その風致を維持することが望ましいと思われる地域について指定される、都市計画法に基づく地域地区の一種。本市においては、「葛飾風致地区」など4地区：約508haが指定されている。	33, 54, 71, 76, 85, 90, 104, 113, 118, 174
福祉タクシー	高齢者や障害をもつ方々などが、病院や施設に通ったり、買い物やレジャーに出かけるときなどの外出支援サービス。	42
船橋ハイテクパーク	豊富町、鈴身町、車方町にわたる地区に民間が開発した、先端・成長産業などを誘致するための工業団地。	14, 35, 181, 182, 183, 184, 187, 189
不燃化	建築物の更新の際に、耐火建築物（主要構造物が耐火構造）または準耐火建築物にすること。	25, 34, 50, 63, 72, 77, 80, 87, 91, 94, 105, 118, 133, 147, 161, 175
プレジャーボート	レジャー用小型船舶。	63

プロムナード	歩行者用の公共空間で、散歩・回遊することの出来る空間。緑や水に親しみながら歩行者が安全・快適に歩ける歩行者専用の空間を連続的に確保していくという考え方にに基づき設置される。	149
ペDESTアンデッキ	高架などによって、人と車の動きを完全に分離した歩行者専用の通路。	77
防災協力農地	農家の方々の理解と協力に基づき、市街化区域内農地を大災害時における市民の避難場所や応急対策に利用できる用地として登録した農地。	25
補助幹線道路	幹線道路を補完し、主として市内の各地区や主要な公共施設などを結ぶ道路。	19
ボランティア	福祉・教育文化など様々な分野で自発的にかつ個人の能力を活かして、行為（労働）の対価などを求めることなく社会的活動をする人。	46, 200
<b>【ま行】</b>		
水循環	地表、海面から蒸発した水蒸気が雨となって地表におり、一部は地下水となり、一部は表流水となって川を流れて海に至るといふ循環のこと。この循環が自然におこなわれることにより、人間の水利用が可能になり、水質の浄化、多様な生態系の維持、気候の緩和といった機能が働く。	21, 22, 23, 40, 44, 45, 92, 106, 120, 148, 162, 176
緑の東西軸	JR総武線沿いの旧海岸線に残る樹林などを、市の特徴的な景観軸として、船橋市緑の基本計画に位置付けられたもの。	44, 79, 92
ミクストユース	昼間のエネルギー負荷が大きい商業・業務施設、夜間のエネルギー負荷が大きい住宅、宿泊施設等、時刻別のエネルギー負荷パターンが異なる建物がまとまって立地するような複合的な土地利用。	13, 33, 34, 38, 76
木造密集市街地	木造住宅の密集度が高く、その中に老朽建物が相当数含まれており、道路などの公共施設整備が不十分な地区のことで、総じて防災危険度が高い。	58, 59, 85, 87, 101, 128, 129
<b>【や行】</b>		
谷津	河川が長い年月をかけて台地を削って形成された谷地。木の枝のような入り組んだ地形となっている。また、谷地にある水気の多い湿った田んぼを谷津田という。	23, 25, 112, 120, 191
湧水	雨水などが地下に浸透し、低地部などからわき出た水。	21, 22, 29, 44, 83, 86, 87, 89, 92, 93, 129, 142, 143, 149
余裕教室	児童生徒数の減少により、学級数が減ったために余った教室。	26

【ら行】		
ライフライン	生命線の意味で、電気・ガス・上下水道・電話などの都市生活や都市活動を支えるために不可欠な供給処理施設や情報通信施設のこと。広義では、道路・鉄道も含む。	50
流域関連公共下水道	河川流域に存在する多数の市町村の区域にまたがって流域単位に都道府県が設置する広域的な公共下水道整備。	21
緑化協定	船橋市では、宅地開発事業及び住宅建築事業に係るもの、500 m <sup>2</sup> 以上の事業所などについて緑化を義務付けるため、緑化協定を締結し、指導をおこなっている。	196